

知床五湖利用調整地区の区域の取り方について

1 利用調整地区の区域設定の基本的考え方

知床五湖地区地上歩道の適正利用及び周辺の植生等の保護を図るとともに、5つの湖の湖岸についても保護を図られるものとする。

高架木道は、利用調整地区に含まない。

区域線は明確で、現場において確認できるものとする

2 利用調整地区の入り口

- 地上歩道については、現在の地上歩道入り口から先と、今年度整備する高架木道終点展望台の接続部から先の区間とする。

区域線のイメージについては、現在、どのような線が適切か検討中。

3 土地所有

国有地（財務省所管地）及び斜里町有地を対象とする。

4 利用調整地区区域の明示

地上歩道入り口（受付・レクチャー施設）及び高架木道終点展望台において、利用調整地区の区域を看板等により周知する。

（参考）利用調整地区の区域イメージ（詳細な線種は、検討中であり、変更の可能性大）

